

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

○ 大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例（平成5年条例第4号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	現行
<p>第3章 廃棄物の適正処理</p> <p>（産業廃棄物の保管の届出）</p> <p>第23条の2の2 事業者は、その事業活動に伴い生ずる産業廃棄物を自ら保管しようとするときは、<u>非常災害のために必要な応急措置として行う場合を除き、保管の開始の日の2週間前までに、当該保管に係る事業場ごとに、次に掲げる事項を記載した届出書に市規則で定める書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) (略)</p>	<p>第3章 廃棄物の適正処理</p> <p>（産業廃棄物の保管の届出）</p> <p>第23条の2の2 事業者は、その事業活動に伴い生ずる産業廃棄物を自ら保管しようとするときは、保管の開始の日の2週間前までに、当該保管に係る事業場ごとに、次に掲げる事項を記載した届出書に市規則で定める書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。<u>ただし、当該産業廃棄物から生ずる事業場、産業廃棄物処理業者（法第14条第12項に規定する産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者並びに法第14条の4第12項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者をいう。以下同じ。）が産業廃棄物処理業の許可を（法第14条第1項及び第6項並びに法第14条の4第1項及び第6項の規定する許可をいう。以下同じ。）に係る事業を行う事業場又は敷地の面積が200平方メートル未満の事業場に産業廃棄物を保管しようとするときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) (略)</p>

- (2) 保管に係る事業場の名称及び所在地
- (3) 保管に係る事業場の敷地である土地の所有者の氏名及び住所
(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
- (4)－(6) (略)

2 非常災害のために必要な応急措置として前項に規定する産業廃棄物を自ら保管した事業者は、当該保管を開始した日から起算して2週間を経過する日までに、次に掲げる事項を記載した届出書に市規則で定める書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 前項各号(第4号及び第6号を除く。)に掲げる事項
- (2) 保管を行った産業廃棄物の種類及び数量
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市規則で定める事項

3 前2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する保管については、適用しない。

- (1) 当該産業廃棄物を生ずる事業場において行われる保管
- (2) 敷地の面積が200平方メートル未満の事業場において行われる保管
- (3) 法第12条第3項若しくは第4項又は第12条の2第3項若しくは第4項の規定による届出に係る産業廃棄物の保管
- (4) 法第14条第1項若しくは第6項の許可又は法第14条の4第

- (2) 保管を行う事業場の名称及び所在地
- (3) 保管を行う事業場の敷地である土地の所有者の氏名及び住所
(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
- (4)－(6) (略)
- (新設)

(新設)

1 項若しくは第 6 項の許可に係る事業の用に供される施設（保管の場所を含む。）において行われる保管

(5) 法第 15 条第 1 項の許可に係る産業廃棄物処理施設において行われる保管

(6) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号）第 8 条の規定による届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管

（氏名の変更等の届出）

第 23 条の 2 の 3 前条第 1 項の規定により届出書を提出した者は、当該届出書に係る同項第 1 号から第 5 号までに掲げる事項に変更があったときは、市規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。産業廃棄物の保管をしなくなったときも、同様とする。

2 前条第 2 項の規定により届出書を提出した者は、当該届出書に係る同項第 1 号又は第 2 号に掲げる事項に変更があったときは、市規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。産業廃棄物の保管をしなくなったときも、同様とする。

（計画の変更の勧告等）

（氏名の変更等の届出）

第 23 条の 2 の 3 前条の規定により届出書を提出した者（以下「保管の届出者」という。）は、当該届出書に係る同条第 1 号から第 5 号までに掲げる事項に変更があったときは、市規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。産業廃棄物の保管をしなくなったときも、同様とする。

（新設）

（計画の変更の勧告等）

第 23 条の 2 の 4 市長は、第 23 条の 2 の 2 第 1 項の規定による届出書の提出又は前条第 1 項前段の規定による届出（以下「変更の届出」という。）があった場合において、第 23 条の 2 の 2 第 1 項第 4 号に掲げる計画が産業廃棄物処理基準等（法第 12 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理基準、法第 12 条の 2 第 1 項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準及び法第 16 条の 3 に規定する指定有害廃棄物の保管、収集、運搬又は処分（同条第 2 号に掲げる方法によるものを除く。）に係る同条第 1 号に規定する基準をいう。以下同じ。）に適合しないと認めるときは、当該届出書の提出又は当該変更の届出のあった日から 2 週間以内に限り、当該届出書の提出又は当該変更の届出をした者に対し、期限を定めて、当該計画を変更すべき旨の勧告をすることができる。

2 （略）

（産業廃棄物の保管等に係る帳簿の記載及び保存）

第 23 条の 2 の 5 第 23 条の 2 の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により届出書を提出した者（以下「保管の届出者」という。）は、帳簿を備え付け、産業廃棄物の保管について市規則で定める事項を記載しなければならない。

2 （略）

第 23 条の 2 の 4 市長は、第 23 条の 2 の 2 の規定による届出書の提出又は前条前段の規定による届出（以下「変更の届出」という。）があった場合において、第 23 条の 2 の 2 第 4 号に掲げる計画が産業廃棄物処理基準等（法第 12 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理基準、法第 12 条の 2 第 1 項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準及び法第 16 条の 3 に規定する指定有害廃棄物の保管、収集、運搬又は処分（同条第 2 号に掲げる方法によるものを除く。）に係る同条第 1 号に規定する基準をいう。以下同じ。）に適合しないと認めるときは、当該届出書の提出又は当該変更の届出のあった日から 2 週間以内に限り、保管の届出者に対し、期限を定めて、当該計画を変更すべき旨の勧告をすることができる。

2 （略）

（産業廃棄物の保管等に係る帳簿の記載及び保存）

第 23 条の 2 の 5 保管の届出者は、帳簿を備え付け、産業廃棄物の保管について市規則で定める事項を記載しなければならない。

2 （略）

(産業廃棄物の保管の場所における表示)

第 23 条の 2 の 6 保管の届出者は、市規則で定めるところにより、保管を行う事業場の見やすい場所に第 23 条の 2 の 2 第 1 項又は第 2 項の規定による届出に係る事業場である旨その他市規則で定める事項を表示しなければならない。

(緊急時の措置等)

第 23 条の 2 の 8 市長は、次の各号のいずれかに該当し、当該各号の保管が産業廃棄物処理基準等に適合しないことについて合理的な疑いが認められる場合において、当該保管を放置することにより周辺地域の生活環境の悪化が生じ、又は生ずる緊迫した危険があり、かつ、法第 18 条第 1 項若しくは第 35 条の規定による報告の徴収又は法第 19 条第 1 項若しくは第 36 条の規定による立入検査を経ては当該悪化により生ずる支障の除去、改善又は防止をすることが困難と認めるときは、必要な限度において、当該保管を行っている者に対し、30 日以内の期間を定めて、当該保管が行われている事業場への産業廃棄物（産業廃棄物の疑いのある物を含む。以下この条において同じ。）の搬入の停止を命ずることができる。

(1) 第 23 条の 2 の 2 第 1 項又は第 2 項の規定による届出をしない

(産業廃棄物の保管の場所における表示)

第 23 条の 2 の 6 保管の届出者は、市規則で定めるところにより、保管を行う事業場の見やすい場所に第 23 条の 2 の 2 の規定による届出書の提出に係る事業場である旨その他市規則で定める事項を表示しなければならない。

(緊急時の措置等)

第 23 条の 2 の 8 市長は、次の各号のいずれかに該当し、当該各号の保管が産業廃棄物処理基準等に適合しないことについて合理的な疑いが認められる場合において、当該保管を放置することにより周辺地域の生活環境の悪化が生じ、又は生ずる緊迫した危険があり、かつ、法第 18 条第 1 項若しくは第 35 条の規定による報告の徴収又は法第 19 条第 1 項若しくは第 36 条の規定による立入検査を経ては当該悪化により生ずる支障の除去、改善又は防止をすることが困難と認めるときは、必要な限度において、当該保管を行っている者に対し、30 日以内の期間を定めて、当該保管が行われている事業場への産業廃棄物（産業廃棄物の疑いのある物を含む。以下この条において同じ。）の搬入の停止を命ずることができる。

(1) 第 23 条の 2 の 2 の規定による届出をしないで産業廃棄物の保

で産業廃棄物の保管を行っているとき

(2) 変更の届出をしないで第 23 条の 2 の 2 第 1 項第 1 号から第 5 号までに掲げる事項を変更し、又は第 23 条の 2 の 3 第 2 項前段の規定による届出をしないで第 23 条の 2 の 2 第 2 項第 1 号又は第 2 号に掲げる事項を変更して産業廃棄物の保管を行っているとき

(3) (略)

2-4 (略)

(一般廃棄物収集運搬業の許可等申請手数料)

第 32 条 法の規定に基づく事務で次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料を、申請の際、その申請をする者から徴収する。

(1)-(4) (略)

(5) 一般廃棄物処理施設の定期検査の申請に対する審査 1 件につき 33,000 円

(6) (略)

(7) 熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の認定の申請に対する審査 1 件につき 33,000 円

(8) 熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の認定の更新の申

管を行っているとき

(2) 変更の届出をしないで第 23 条の 2 の 2 第 1 号から第 5 号までに掲げる事項を変更して産業廃棄物の保管を行っているとき

(3) (略)

2-4 (略)

(一般廃棄物収集運搬業等許可申請手数料)

第 32 条 法の規定に基づく事務で次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料を、申請の際、その申請をする者から徴収する。

(1)-(4) (略)

(新設)

(5) (略)

(新設)

(新設)

請に対する審査 1件につき 20,000 円

(9) - (23) (略)

(24) 産業廃棄物処理施設の定期検査の申請に対する審査 1件につき 33,000 円

(25) (略)

(26) 熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の認定の申請に対する審査 1件につき 33,000 円

(27) 熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の認定の更新の申請に対する審査 1件につき 20,000 円

(28) - (29) (略)

(報告の徴収)

第 35 条 市長は、法第 18 条第 1 項に定めるもののほか、この条例の施行に必要な限度において、土地又は建物の所有者、管理者又は占有者、産業廃棄物処理業者 (法第 14 条第 12 項に規定する産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者並びに法第 14 条の 4 第 12 項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者をいう。)、事業計画者その他の関係者（以下「被報告徴収者」という。）に対し、廃棄物の減量及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関し、必要な報告を求めることができる。

(6) - (20) (略)

(新設)

(21) (略)

(新設)

(新設)

(22) - (23) (略)

(報告の徴収)

第 35 条 市長は、法第 18 条第 1 項に定めるもののほか、この条例の施行に必要な限度において、土地又は建物の所有者、管理者又は占有者、産業廃棄物処理業者、事業計画者その他の関係者（以下「被報告徴収者」という。）に対し、廃棄物の減量及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関し、必要な報告を求めることができる。

第 41 条 次の各号のいずれかに該当する者は、200,000 円以下の罰金に処する。

- (1) 第 23 条の 2 の 2 第 1 項又は第 2 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) (略)

第 41 条 次の各号のいずれかに該当する者は、200,000 円以下の罰金に処する。

- (1) 第 23 条の 2 の 2 の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) (略)